（業務の範囲）

第一条の三　法第四条第一項第三号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域（次号及び第十条の五において「拠点区域」という。）内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）

四　（略）

（新規登録の添付書類）

第一条の四　法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

ホ　法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第六号から第十号まで（旅行業者代理業に係る申請については、同項第一号、第二号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号）のいずれにも該当しないことを証する書類

ヘ　（略）

二　申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　申請者が未成年者であるときは、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）を記載した書類（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面）

ハ　（略）

ニ　法第六条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで（旅行業者代理業に係る申請については、同項第一号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号）のいずれにも該当しないことを証する書類

ホ　（略）

2・3　（略）

（更新登録の添付書類）

第一条の五　（略）

（財産的基礎）

第三条　法第六条第一項第十号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額以上であることとする。

一～四　（略）

第四条　基準資産額は、第一条の四第一項第一号ニ又は第二号ハに規定する貸借対照表又は財産に関する調書（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額及び法第八条第

（業務の範囲）

第一条の二　法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域（次号において「拠点区域」という。）内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）

四　（略）

（新規登録の添付書類）

第一条の三　法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

ホ　法第六条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで（旅行業者代理業に係る申請については、同項第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第九号）のいずれにも該当しないことを証する書類

ヘ　（略）

二　申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　申請者が未成年であるときは、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者の氏名）を記載した書類（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面）

ハ　（略）

ニ　法第六条第一項第一号から第五号まで、第七号及び第八号（旅行業者代理業に係る申請については、同項第一号から第五号まで、第七号及び第九号）のいずれにも該当しないことを証する書類

ホ　（略）

2・3　（略）

（更新登録の添付書類）

第一条の四　（略）

（財産的基礎）

第三条　法第六条第一項第八号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額以上であることとする。

一～四　（略）

第四条　基準資産額は、第一条の三第一項第一号ニ又は第二号ハに規定する貸借対照表又は財産に関する調書（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額及び法第八条第